

玉掛け技能講習 案内書

法律根拠

- 労働安全衛生法第61条では、事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者等資格を有するものでなければ、当該業務につかせてはならないと規定し、政令指定業務への就業が制限されています。
- そして、労働安全衛生法施行令第20条第16号により、制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務が、就業制限業務として定められています。
- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得し、玉掛け作業に従事させる際に必要となる技能講習の資格を取得していただくためのものです。



受講資格

- 次の運転士免許所有者（クレーン、デリック、移動式クレーン、揚貨装置）
- 次の技能講習修了者（床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転）
- 上記に該当しない者

※上記(1)、(2)に該当する方は、免許証又は修了証の写しが必要です。

受講科目・講習時間

学科講習：クレーン等の玉掛けの方法(7H)、玉掛けに必要な力学に関する知識(3H)、クレーン等に関する知識(1H)、関係法令(1H)

修了試験：全ての学科講義終了後に実施(1H)

実技講習：クレーン等玉掛けの方法(6H)、クレーン等の運転のための合図（実技終了後に実技試験）(1H)

受講料金

… 令和7年2月1日現在

・受講資格(1),(2)

一般：受講料 19,800円、テキスト代 1,730円、合計 21,530円

会員：受講料 19,800円、テキスト代 1,390円、合計 21,190円

・受講資格(3)

一般：受講料 22,000円、テキスト代 1,730円、合計 23,730円

会員：受講料 22,000円、テキスト代 1,390円、合計 23,390円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。